

令和2年度「『国民の声』を聴く会」（第6回）議事要旨

1 日時

令和2年11月27日（金）午後2時00分から午後3時50分まで

2 場所

法務省地下1階会議室

3 出席者

○ 有識者

公益社団法人日本社会福祉士会 山崎智美副会長
坂間治子氏（公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会）
南野奈津子氏（東洋大学教授）

○ 出入国在留管理庁

佐々木長官ほか

4 議事

- (1) 出入国在留管理庁からの説明
- (2) 有識者からの説明
- (3) 意見交換

5 資料

- 1 外国人在留支援センター（FRESA／フレスク）の開所について
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策
- 3-1 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）の主な施策
- 3-2 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）の概要
- 3-3 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）（本文）
- 4 特定技能制度の運用状況について
- 5 多文化ソーシャルワークに関する取組（公益社団法人日本社会福祉士会資料）
- 6-1 外国人の直面する生活課題の「コーディネーター」とは？（坂間治子氏資料）
- 6-2 多文化ソーシャルワークと外国籍DV被害者（坂間治子氏資料）
- 7 どのように「総合的な支援をコーディネートする人材」を養成するか（南野奈津子氏資料）

6 概要

出入国在留管理庁から、議事（1）について、資料1ないし4に基づき説明を行った。その後、有識者から、議事（2）について、資料5ないし7に基づき説明がなされた。

その後に行った、意見交換における有識者の発言要旨は以下のとおり。

＜外国人支援をめぐる最近の傾向＞

- これまで、日本社会との接点が少なかった人が社会福祉施設に入所するケースが増えている。
- 中長期滞在者や身分に基づく在留資格で在留する外国人が増えているため、子どもの教育問題等は増えてきている。
- 福祉の場面でというよりは、多文化共生の領域の話になるが、近年は、新型コロナウイルス感染症の関係で「やさしい日本語」化等も推進されており、外国人への配慮といった機運は社会的に高まっているのではないかと思う。そういう意味では、以前よりは連携は取れていると思う。他方で、外国人自身が支援をする（当事者支援）という点については、一定の必要性は認識されているものの、以前と変わらず、支援をしたい外国人が個人的に支援を行っている状況があり、業務としての支援は限定的である。

＜外国人支援をコーディネートする人材（以下「コーディネーター」という。）＞

- コーディネーターを活用した在留外国人の受入れ環境整備（以下「コーディネーター制度」という。）を行う上で、地域の民生委員や社会福祉協議会、地方公共団体、企業等と協力していくのがよいと考える。
- コーディネーター制度については、地方公共団体が主導的に行うのがよいと思う。
- ある程度専門分野に精通した、外国人専用のコーディネーターを別途育成すべきかという点については、支援の内容によると思われる。例えば、専門的な知識等を必要とする支援については、当該専門分野にある程度精通したコーディネーターが必要であると思うし、他方で、住民票を取る際は、専門的な知識や技術は必要ないため、知っている人が教えてあげれば足りると思う。
- 日本の社会福祉施設のほとんどは、日本人のスタッフしかいない。文化や言葉の違いに対応ができる人材が育成されればよいと思う。

＜情報発信＞

- 新型コロナウイルス感染症について、在住外国人は、思った以上に世界の情勢をよく知っている。在住外国人は、日本社会からの情報のみを頼って生きているわけではないというのが分かる。命や健康に関することについては、母語での情報発信がよいと思われる。東日本大震災の際も、津波等の報道について、報道内容をちゃんと理解している外国人は少なかったように思う。
- 情報発信について言えば、人身取引の分野では、ヘルプカードがあるし、法務省の人権相談等では、連絡先を記載した名刺サイズのカードを配布している。やはり、こまめな広報は重要である。飲食店等人が多く集まる場所に情報

を置くのがよいと思う。

<国への要望等>

- 社会福祉や臨床心理，医療・看護分野等の専門的知識や技術を有し，かつ，多言語で対応できる人材を育成してもらいたい。専門的な人材を養成する学部等を設置している大学については，特別入学枠等を設けるなどしてはどうか。
- 地域差が応じたコーディネーターが求められるので，地域差等も反映し得る人材育成が必要ではないか。
- 現在，外国人のみを支援する社会福祉士はごく少数である。財政的基盤としては，一般市民からの支援や民間から助成金のほか，自らが負担しているケースも多い。職業として外国人支援を行い，それで生活が成り立つというのであれば，手を挙げる人は多いと思う。職業として外国人支援をする個人や団体等に対し，国が一部助成金を負担する等して支援をすれば，外国人を支援する人材は確保できるのではないか。
- 在留資格があっても，国民健康保険に加入できない外国人もいる。生活困窮者が医療を受ける場合，無料低額診療事業を適用する方法があるが，医療機関によっては，保険加入を前提要件とするところもある。医療保険の加入の有無にかかわらず，医療を提供してくれる良心的な医療機関もあるが，社会として，そのような体制がいつまで持つのかという点は疑問である。
- 生活保護等在留資格の関係で公的な福祉サービスを受けることができない外国人もいる。そのような制度の隙間にあって支援を受けられなくなっている人が少なくなればよいと思う。

<出入国在留管理庁に対するイメージ・期待すること>

- 在留支援については，従来の在留管理とは相反する難しい分野に新たにチャレンジされているなという印象がある。入管庁と外国人との関係は，在留資格を付与する側と在留資格を付与される側という決定的な立場の違いがあり，外国人からすれば，入管に目を付けられないようにしたいという気持ちがある。入管庁がどのような組織であるかを外国人に理解してもらうためには時間が掛かるとは思うが，一つ一つの業務を通して外国人から信頼を勝ち取っていくほかないと思う。入管庁には，総合調整機能を担う官庁として，リーダーシップを発揮していただきたい。
- 外部から見れば，入管庁は，いまだ在留管理というイメージが強く，支援の側面をもっとアピールしていく必要があると思う。
- 在留管理は必要不可欠なものではあるが，必ずしも全てを厳しくする必要

はないのではないかと思う部分もある。例えば、仮放免許可についていうと、仮放免許可を受ける人と同許可を受けることができない人との違いが分からないことが多い。この点について、外国人自身が説明を十分に受けていないという印象がある。

(以上)